

文科省、デジタルアーキビストの養成を支援

文部科学省は、知的財産関連教育の推進という政策課題に沿うものとして、岐阜女子大学が行うデジタルアーキビスト養成の教育プログラムの開発・実践に対し、財政支援を行うことを決定した。

ここ数年、各種の博物館、図書館、資料館等において、その収蔵物のデジタル化による保存と流通への取り組みが全国的に進められつつあり、企業においても、その保有する資料の損耗や散逸を防ぎ、活用の円滑化のためアーカイブ構築への取り組みが始まっている。

デジタルアーカイブの構築と運用には、デジタル技術を身につけるとともに、知的財産の創造、保護、管理、流通等についての知識を持った人材が必要であるが、わが国では、現在のところ、このような人材を体系的に養成する状況に至っていない。

岐阜女子大学では、このような社会的要請を踏まえ、文部科学省の支援のもとに、16年度から3カ年計画でデジタルアーキビスト養成の教育プログラムの開発・実践を行うこととしたものである。

その実施計画等は、同大学後藤忠彦副学長によると、次のように構想されている。

I 人材養成の目標

- 1 博物館、図書館等での文化資料のデジタル化、情報の管理、流通、利用が支援できる人材の養成
このために、現状の博物館の学芸員、図書館司書、社会教育主事等の資格と、著作権等の知的財産の理解とデジタル技術のあるデジタルアーキビストの能力を併せ持つ教育を行う。
- 2 文化資料のデジタルアーカイブ化と管理、流通ができる人材の養成
地方公共団体や企業等で文化資料のデジタルアーカイブ化とデータベース等を用いて、著作権等に配慮し、管理、流通ができる人材を養成する。
- 3 教育、産業等でデジタルアーカイブ等の開発、流通、利用のできる人材の養成
教育界や産業界で、知的財産を配慮し、デジタルコンテンツの開発・利用やこれらの流通業務ができる人材を養成する。

II 実施計画等

- 1 社会のニーズ調査と教育カリキュラムの検討
知的財産を取り扱う企業、博物館、美術館、図書館等の文化情報機関、教育機関、メディア等について、

知的財産について教育すべき必要事項のニーズ調査を行う。

それをもとに、岐阜ミュージアム、メディア関連企業、教育、博物館、図書館等の関係者と協議し、かつ、これまでの文化情報メディア学科の成果等を踏まえ、デジタルアーキビスト養成のカリキュラム案を作成する。

2 関係機関との連携

岐阜ミュージアム、NPO法人地域資料情報化コンソーシアム、県博物館、県図書館、メディア関連企業、総合教育センター等とデジタルアーカイブ開発、デジタルアーキビスト要請について連携し、教育指導内容、教材について検討する。

とくに、各分野における著作権、プライバシー、産業財産権、商標、特許、意匠などの視点からの具体的資料、事例の提供と教材化を連携して行う。

また、デジタルアーカイブ開発の技術や新しい製品等を用いた教育体制を構築する。

3 教材開発

知的財産関連は、専門的に著作権、プライバシー、情報と人権(人格権も含む)、産業財産権(特許等を含む)で学習するが、具体的な事例や文化芸術活動等に配慮した教材開発を行う。

4 実践的な実習を主とした教育方法の確立

講義のほかに、岐阜ミュージアム、NPO法人地域資料情報化コンソーシアム、文化情報研究センター、メディア関連企業等の協力を得て、具体的な実践体験を中心とした実習を重視した教育を行う。

*

文部科学省では、岐阜女子大学が有能なる職業人の育成という目標のもとにデジタルアーキビストの養成計画を打ち出したことについて、「デジタルアーカイブに関する大学教育は始まったばかりであり、社会現象に追従できない現状にありますが、その中で文化的な教養を兼ね備えながら、専門的な技能をもつ総合的な人材の育成という特色を打ち出している点は高く評価できます。」としており、また、「これから必要な人材の育成という点で、各大学の参考になるものと考えられます。」と、この取り組みを評価している。

*

アメリカでは、キュレーターと同じようにアーキビストという職能がすでに定着しており、その能力認定制度も実施されている。

岐阜女子大学で実施されるデジタルアーキビストの養成教育が今後さらに広がりを見せるとともに、その資格付与のあり方についても検討される必要が生じている。